

## 利用の管理方法の検討について

九州地方環境事務所

### 1. 利用の管理について

- ・屋久島国立公園及び屋久島世界自然遺産地域における利用の適正化のためには、当該地域の自然環境の状態、利用者数、利用者の性質、利用者の満足度などを把握して、利用の状態と利用による影響を評価することが必要。
- ・その際には「どういった体験を通じて、何を感じてもらいたいか」という目標とする保護地域のあり方を設定したうえで、施策を抽出する順応的管理の仕組みが重要。
- ・そこで、屋久島の保護地域に適した利用の管理方法を選出し、ゾーニングなどの具体的なイメージを作成するとともに、導入に当たって必要な検討事項を提示することを目的に、平成 26 年度及び平成 27 年度で検討を実施する。

### 2. 屋久島に適した保護地域の管理方法について

- ・有識者より紹介のあった日本各地の先行事例及び観光関係者へのヒアリングの結果を踏まえると、体験できる自然や求められる利用者のレベルなどにより登山道を階級に分けて管理する Recreation Opportunity Spectrum の概念を導入した管理が望ましいと考えられる。
- ・ルートとしての登山道に加えて、どのルートをどういう行程で行くのかというコースについても階級分けをすることが必要。
- ・ルート及びコースについて、その厳しさや求められる利用者のレベルを明確にし、情報をわかりやすく発信することで、利用者とルートやコースの適切なマッチングが可能になり、マイナールートや無謀なコースの選択を少なくすることで、利用者による事故を防ぐ効果が期待できる。
- ・また、ルートやコースについて、体験できる自然や整備水準を決定することで、行政機関と民間事業者でルートやコースに関する共通認識が構築され、利用者に対する統一的な情報提供が可能になり、ガイド利用も含めて、利用者のレベルとニーズに応じた利用体験の提供が推進されることで、地域として今よりも質の高い利用体験の提供が期待できる。

### 3. 管理のためのゾーニング検討について

- ・ゾーニングの検討は、下記のとおり進めることを想定。
  - 1) ルートの厳しさや体験できる自然などの項目ごとに各ルートを区分する。
  - 2) ルートごとに区分された項目を照らし合わせてルートを階級分けする。
  - 3) 各ルートの階級分けに加えて、所用時間や累積標高差などを考慮して、現在利用されているコースを階級分けする。
  - 4) 各ルート及びコースの階級と各ルートの自然環境の状態から各ルートの整備水準を決める。
  - 5) 各ルート及びコースの階級と整備水準を踏まえて、各ルート上の興味地点やルートまたはコースでどういう利用体験をして欲しいのかを目標として定める。
- ・ゾーニングは検討体制のもとで検討するものだが、イメージとしてのたたき台は別紙 5 のとおり。

## 4. 検討体制について

### ○ 検討体制に関するヒアリング結果

- ・有識者へのヒアリングでは、「管理者と現場の双方が上手く回ることが必須」、「若手や現場の意見が取り込める体制が必要」、「将来目標の把握において中核となるメンバーが欠けることのないこと」、「地域の人たちが、自分たちが作った、と思えるものになることが重要」等の指摘がなされた。
- ・ガイドへのヒアリングからは、関係する各主体間の連携が不足していることと、広範な関係者の自然資源に対する意識の低さが指摘された。
- ・行政と観光関係者の連携不足だけでなく、観光事業者間での連携不足（ガイド同士、観光協会各部会同士、旅行代理店や交通業者とガイド）が多く指摘された。
- ・自然資源に対する意識については、一般島民、宿泊業者、旅行代理店、交通業者などで低いことが指摘された。

### ○ 検討体制について

- ・観光関係者からは、広範な関係者や島民を巻き込んで検討していくことが望まれており、有識者からもそうした枠組みの必要性が指摘され、平成26年度第1回科学委員会においても科学委員会として適正利用を検討する枠組みについて議論されている。
- ・これに対応する検討の枠組みとしては、官民学の多様な主体が広く参画する大きな会議が想定される。
- ・有識者という第三者を含む公的な場での議論や検討を行うことで、合意形成の透明性が担保され、会議の位置付けを明確にすることで継続性を確保することが期待できる。
- ・一方、平成26年度に実施したガイドへのヒアリングは、立場の異なるガイドを4グループに分けて行ったところ、そのような意見集約方法は各グループで好評であり、行政機関としても様々な意見の吸い上げを効果的に実施できた。
- ・このような小さな会議は、「若手や現場の意見が取り込める体制」の構築につながり、行政機関と事業者の信頼関係の醸成にも貢献するため「管理者と現場の双方が上手く回る」仕組みといえる。
- ・平成25年度より地域連絡会議の作業部会として組織している【山岳部の利用のあり方検討会】も踏まえた検討体制について検討が必要。
- ・「地域の人たちが、自分たちが作った、と思えるもの」にするためには、民間事業者間の意識の違いや連携不足について、どのような対応ができるのかも要検討。

### ○ 検討の進め方について

- ・小さな会議で多くの意見を集約しながら行政機関としての案を作成し、それをたたき台に小さな会議での検討を実施し、段階的に大きな会議に検討の場を移して、地域として合意された管理のあり方を決定していくプロセスが想定される。
- ・管理状況の評価については、管理のあり方として決定する目標に応じて、利用のモニタリング計画で定めた指標を参考に実施する。